

令和2年度 第1回

稲城市住所整理審議会

令和2年7月28日（火）

令和2年度第1回
稲城市住所整理審議会会議録

日 時：	令和2年7月28日(火) 午後2時00分～午後3時00分
場 所：	市役所 庁舎4階 議会会議室

出席者	1番 中田 薫	2番 高野 芳明
	3番 生垣 仁	4番 高橋 一朗
	5番 大谷 衆一	6番 榎本 勝美
	8番 小谷田 政夫	9番 石黒 和彦
	10番 古滝 昇 (代理:加藤 義一)	
	11番 鈴木 健志	12番 石黒 和明

欠席者 7番 土肥 英生

事務局	都市建設部長 久家 康
	住所整理・団地再生課長 黒田 守人
	住所整理・団地再生係主事 山口 哲史

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 稲城市住所整理基本方針等について
- 3 稲城市住所整理審議会制度について
- 4 諮問事項
 - ①稲城市住所整理地区市民検討会(坂浜地区)での検討結果について
 - ②住所整理実施区域等について
- 5 今後の予定について

住所整理・団地再生課長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
只今より、令和2年度第1回稲城市住所整理審議会を開催いたします。
会議を進行させていただきます、住所整理・団地再生課長の黒田です。よろしくお
願いします。
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の久家より、一言ご挨拶を申し上げます。

都市建設部長

都市建設部長の久家でございます。
委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありが
とうございます。
住所整理事業につきましては、平成31年2月の審議会で「稲城市住所整理基本方針」
について答申をいただきまして、その基本方針に従い進めているところです。
稲城市坂浜地区では、令和3年度に小田良土地区画整理事業が換地処分を迎える予
定になっておりまして、そのタイミングでの住所整理が効果的でありますので、昨年
度に坂浜地区の皆様にご協力いただき、町の区域や町名について、ご検討をいた
だきました。
先般、一定の方針がまとまり、市長へその旨の報告がありました。本日はその内容
について忌憚のないご意見をお寄せいただき、よろしくご審議のほど、お願い申し上
げまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

住所整理・団地再生課長

最初に、本日使用する資料ですが、「本日の次第、令和2年度稲城市住所整理審議
会委員名簿、諮問文、諮問資料1、諮問資料2、稲城市住所整理審議会資料、稲城市
住所整理基本方針」の7点となっております。過不足がある場合はお声かけください。
よろしいでしょうか。
それでは次第1 委嘱状交付でございます。
今回の審議会から、地域選出のお二人が新たに委員になりました。また、交代さ
れた方もいらっしゃいますので、机の上に委嘱状を交付させていただきました。該当
の委員さんは、ご確認をお願いします。
ここで委員の皆様から簡単にご挨拶をいただきたいと思ひます。榎本副会長から時
計周りの順に自己紹介をお願いいたします。なお、土肥会長は本日欠席の連絡をいた
だいています。それでは、榎本副会長からお願いします。

(委 員 挨 拶)

住所整理・団地再生課長

次に傍聴についてご説明いたします。
広報いなぎ、ホームページでお知らせいたしました、本日、傍聴者はいないよう
です。
傍聴に関しましては、「稲城市住所整理審議会運営要領」により、公開とさせてい
ただきますので、よろしくお願ひします。
それではこれから先の会議の進行につきましては、稲城市住所整理審議会条例第5
条第2項により会長が議長を務めることとなりますが、本日は会長が欠席のため榎本
副会長、よろしくお願ひします。

副会長（榎本委員）

諮問の議題に入る前に定足数の確認をいたします。
本日は、土肥会長が欠席されておりますが、委員12名のうち、11名が出席しており
出席が半数を超えておりますので、稲城市住所整理審議会条例第6条第2項により、
会議は成立します。
それでは議事に入ります。次第2 次第3について事務局から説明をお願いします。
す。

次第2 住所整理基本方針について、お手元の稲城市住所整理基本方針に沿って、説明をいたします。

こちらの基本方針は、わかりにくくなった稲城市内の住所・所在地の整理をするための基本的な考え方を定めるために、平成29年から稲城市住所整理市民協議会で協議され、平成31年2月に本審議会で答申を受け、策定された方針です。

内容としましては、住所整理事業を進める上で必要な町区域の設定や町名に関する事項及び事業の進め方等について記載しております。

内容の確認も兼ねて、4ページの基本方針について順に読み上げます。

(1) 住所整理の対象区域

ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区（平尾、向陽台、長峰、若葉台）を除いた市内全域を対象とします。

(2) 町区域の設定

現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。

①町名の設定

なるべく現行の大字の名称を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたものとします。

②町界の設定

原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。

ただし、地区市民の意向により、従来の町界を使用する場合があります。

(3) 住所整理の手法

土地区画整理事業区域（完了地区も含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。

(4) 実施地区の決定方法

土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。

その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。

(5) 実施地区での進め方

実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。

(6) 住民や事業者等の協力

住所整理は、市民生活はもとより地域活動や企業活動にも直接影響があるため、次の項目を始めとして、住民や事業者等の協力をお願いします。

①地区市民検討会への参加に関すること。

②個々の住所変更手続きに関すること。

③自治会等を通しての住民への情報提供や意見収集に関すること。

④街区表示板や住居番号表示板の設置に関すること。となっております。

また、基本方針に基づいてさらに掘り下げた“稲城市住所整理実施要領”についてご説明いたします。

専門的で複雑な内容になっておりますので、概要をお示しいたします。

まず、ひとつの町の大きさは20～40ha程度としています。

また、その町の中で丁目、地番等をつける場合の起点を稲城市役所とします。

さらに、丁目をつける場合の順序は、市役所に近い箇所から原則右回りとしています。

また、親地番をつける場合は、地形等を考慮し市役所に近い箇所から順序よくつけることとしています。

次に、真ん中の図のように、町名は原則として大字+〇丁目としています。坂浜といえば、坂浜〇丁目になります。ただし、それ以外の名称とする場合は、由緒ある名称とすることとしています。

最後に、右下の図のように、町界は原則として、道路、河川、鉄道等の恒久的な施設とすることとしています。

この方針をもとに、現在稲城市では住所整理を進めております。

住所整理・団地再生係主事

続いて次第3 住所整理審議会制度について説明をいたします。

まず、住所整理事業の流れとしましては

住所整理を実施する地域等で市民や事業者で構成する“地区市民検討会”を設立し、町界や町名等について複数回検討します。

検討結果がまとまりましたら、住所整理審議会を開催し、その検討結果や実際に住所整理を実施する区域の町名等について審議していただきます。

その後、町の区域の新設や町名等について、市議会に上程し、議決することで新しい町の区域等が正式に決定いたします。

新しい住所の準備ができましたら、住民説明会を開催し、住所変更にかかる手続き等について説明し、住所整理を実施します。

本審議会はこのステップ2の部分にあたります。

本審議会の役割は、

- ・町区域の新設、変更及び廃止に関する審議
- ・町の名称に関する審議
- ・地番整理や住居表示に関する審議
- ・その他、住所整理事業に関する審議

となっております。

説明は以上となります。

副会長（榎本委員）

只今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問も無いようですので、次第4 について事務局から説明をお願いします。

住所整理・団地再生課長

諮問につきましては、事前に諮問文を配布させていただいております。内容は、①稲城市住所整理地区市民検討会（坂浜地区）での検討結果について、②住所整理実施区域等についてでございます。

詳細については担当の山口より説明いたします。

住所整理・団地再生係主事

次第4 諮問事項(1)稲城市住所整理地区市民検討会（坂浜地区）での検討結果について説明いたします。

まず、坂浜地区で住所整理の検討をはじめた経緯から説明いたします。

稲城市では住所整理事業を進めておりまして、近年では平成31年3月2日に、平尾四丁目を新設したのが新しいところです。

稲城市における坂浜地区の位置関係は、スライド左の図のようになっており、特徴としては、図にあるように、多摩ニュータウンの長峰と若葉台によって分断されていることや、ゴルフ場や学校、市街化調整区域等、自然が多く残る地域であることが挙げられるほか、坂浜南部の通称：小田良と呼ばれる区域で土地区画整理を実施中であり、その完了、つまり換地処分が令和3年10月に予定されていることが挙げられます。

この小田良土地区画整理事業の換地処分に伴う地番の振り直しに併せて住所整理事業を行うことが効果的であるため、小田良周辺を含めた坂浜全体の町区域を検討することになりました。

検討には地元の方の意見を反映させるため、坂浜地区の住所整理地区市民検討会を設立し、令和元年9月から令和2年3月にかけて全4回の検討会を開催しました。その検討結果がまとまり、4月13日に市長に報告がありましたので、内容について審議をお願いしたいと思います。

検討結果の内容については、資料1の“稲城市坂浜地区の住所整理に関する検討結果について”に沿って説明いたします。

まず、町区域の設定についてです。

3ページの図とともに確認いただきたいのですが、大字界については、原則変更いたしません。

ただし、北部の通称：荒井坂と呼ばれる区域の一部において、個人の所有地内に坂浜と百村の大字界が設定されている箇所については、百村部分を坂浜に編入します。

また、北西部の飛び地については、郵便が届かない等の不都合が生じているため、住宅や施設のある箇所についてそれぞれ若葉台一丁目と四丁目に編入します。

丁目界については、実施要領に基づき、原則として道路、鉄道等の恒久的な施設である、天神通り、多3・4・17号坂浜平尾線、多3・4・36号小田良上平尾線、鶴川街道、堂が谷戸通り、京王相模原線を丁目界とします。

なお、恒久的な施設が存在しない箇所は、ゴルフ場敷地界、一部赤道や筆界を丁目界とします。

続いて、町名についてです。

町名は図のとおり坂浜一丁目から坂浜八丁目とします。

実施要領に基づき、市役所に近い区域から右回りとします。

続いて、飛び地についてですが、先ほど説明したように、住宅、施設等を若葉台一丁目と四丁目に編入します。その地番は表のとおりです。

次に、住所整理の進め方についてです。

住所整理の手法については、対象区域ごとに地番整理か住居表示の適切な手法で実施します。これは、対象区域はすべて新しい住所に設定するということです。

住所整理の実施は、都市基盤整備等の進捗状況を考慮しながら進めていきます。ただし、坂浜地区の都市基盤整備は、三沢川や鶴川街道等が未整備であることが課題となっております。

今後はこの内容で、坂浜地区の住所整理を進めていきたいと考えております。

続きまして諮問事項(2) 住所整理実施区域等について説明いたします。

今回は、令和3年10月に住所整理実施予定の坂浜三丁目、四丁目、五丁目の一部及び飛び地について諮問させていただきます。

資料2及びスライドをご覧ください。先ほどご説明したように、小田良土地区画整理事業の換地処分が令和3年10月に予定されていますので、併せて住所整理を実施することが効果的です。

今回住所整理を実施する区域は、稲城市住所整理基本方針や、坂浜地区市民検討会の検討結果を踏まえ、図の赤枠①にある若葉台公園周辺の坂浜の飛び地と、赤枠②にある坂浜三丁目、坂浜四丁目、坂浜五丁目の一部を対象と考えています。

先ほどの赤枠①の坂浜の飛び地については、若葉台公園周辺の個人所有地について、郵便物等の誤配、遅配などの不都合が生じていると住民の方からご意見をいただきましたので、図の赤く点滅している区域について若葉台一丁目と若葉台四丁目に編入することを考えています。

住所整理の手法は町界町名地番整理を考えています。

先ほどの図面赤枠②小田良土地区画整理事業周辺については、緑色で示した小田良土地区画整理事業が跨っている坂浜三丁目、坂浜四丁目、坂浜五丁目の一部を実施区域としています。

坂浜三丁目は京王相模原線、天神通り、学園通り、多3・4・36号線に囲まれた区域、坂浜四丁目は京王相模原線、多3・4・36号線、学園通り、多3・4・17号線に囲まれた区域、坂浜五丁目の一部については西側で土地区画整理の可能性があるため、京王相模原線、多3・4・17号線、学園通りで囲まれた区域です。

また、黄色で囲った箇所については、住所整理に工夫が必要な箇所になります。

こちらは拡大したその周辺の図です。場所は四丁目の北村コンクリート工業という法人の周辺です。

わかりやすく主要な恒久施設に色をつけます。

多3・4・36号線については、小田良の区画整理区域までは整備されますが、区画

整理外については整備完了まで時間がかかります。

したがって、多3・4・36号線を三丁目と四丁目の丁目界とするにあたり、この計画道路の未着手の部分の丁目界として住所整理することが難しいといえます。

そのため、今回の住所整理の際には、暫定的な丁目界を設定することを考えています。

暫定的な丁目界はこのように、計画道路に近く、かつ、将来的に影響が少ない筆界で丁目界を設定することを考えています。

そして、計画道路完成後に暫定的に処理した箇所について住所整理を実施して完了とします。

また、実施時期は小田良土地区画整理事業の換地処分予定時期である令和3年10月、住所整理の手法は町界町名地番整理を考えています。今回、住所整理をしない残りの坂浜区域については、都市基盤整備の状況を考慮しながら、早期に実施したいと考えています。その際には、今回と同様に住所整理実施区域について諮問させていただきます。

諮問内容については、お手元の諮問文のとおり、“住所整理実施区域等について”のとおり進めてよろしいかを伺います。

以上です。

副会長（榎本委員）

只今、説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

石黒和彦委員

3点、伺います。
・町界は原則として道路や鉄道等の恒久物と定めていますが、坂浜一丁目、二丁目の境には道路等がないと思う。町界はどのようになっているか。また、坂浜六丁目、七丁目の町界は整備中の鶴川街道だが、どのように進めていくのでしょうか。
・各丁目の面積は20～40ha程度と定めていますが、今回の坂浜の丁目はそれぞれどのくらいの面積になっているのでしょうか。
・北村コンクリート工業付近の京王相模原線の境界線が入り組んでいるように見えるが、町界は現況の鉄道敷の境界とするのか、それとも土地の筆界とするのでしょうか。

住所整理・団地再生課長

・坂浜一丁目、二丁目の町界は道路等の恒久物がない区域なので、赤道を町界として設定しております。
・各丁目の面積は、
坂浜一丁目：4.2ha 坂浜二丁目：3.2ha 坂浜三丁目：2.1ha
坂浜四丁目：3.0ha 坂浜五丁目：2.0ha 坂浜六丁目：3.6ha
坂浜七丁目：2.6ha 坂浜八丁目：1.8ha としています。
・京王相模原線の境界線は、土地の筆界です。町界は土地の筆界と定めています。入り組んでいるのは、公図の形状によるものです。

副会長（榎本委員）

他に質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので答申に移ります。
諮問内容のとおり答申としてよろしいか、採決をとります。諮問内容のとおり答申としてよろしい方の挙手を求めます。

（ 全 員 挙 手 ）

副会長（榎本委員）

挙手全員であります。よって稲城市住所整理審議会条例第6条第3項により、“稲城市坂浜地区の住所整理について”、案のとおり答申といたします。
次第5 今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

住所整理・団地再
生係主事

次第5 今後の予定について説明いたします。
本日が令和2年7月 住所整理審議会へ諮問・答申にあたります。
12月に町区域の変更について市議会の議決。
議決後は現地調査や地番整理のための事務作業を進めます。
令和3年8月を目途に対象者へ新地番のお知らせ。
10月に住所整理の実施となります。
今後、坂浜の残りの地区について住所整理を実施することに、その区域と手法を今回のように審議会に諮問する予定です。
説明は以上です。

副会長（榎本委
員）

これより質疑に入ります。
質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問も無いようです。
本日の日程はこれですべて終了といたします。
以上を持ちまして、令和2年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会いたします。